

3 相談支援部会

(1) 平成27年度検討事項と結果

ア 検討事項

- (ア) 相談支援事業所の事業運営
- (イ) 事例検討研修会の課題検討
- (ウ) 障害者虐待防止法への対応

イ 検討結果

- (ア) 障害児の相談支援事業所に対する体制整備や基幹相談支援センターの設置、新たなモニタリング期間の設定、モニタリングを適正に管理するための改善方法などを検討し、市全体の相談支援体制を再構築することで各相談支援事業所が抱える負担を軽減した。
- (イ) 個別の事例を通じて移動支援事業について問題提起がされた。
- (ウ) 被虐待者を緊急一時保護するために、グループホームの居室を予め確保する事業を予算化し、生命の安全を守れるようになった。

(2) 平成28年度検討事項

相談支援体制の整備と制度改善に向けた検討

ア 移動支援事業の検討

昨年度の事例検討研修会において、移動支援事業が通学や通勤、通所に利用できないことが課題とされた。移動支援事業は地域生活支援事業であるため、市によって柔軟性を持たせられることから、近隣市の状況を踏まえて現状に合ったより使いやすい制度になるように様々な問題点を整理し、改善していくことを検討する。

イ 相談支援体制の整備の検討

昨年度、障害児の相談支援事業所に対する体制整備を行ったが、市内全体の相談支援体制を鑑みると、まだ各事業所が担う役割において負担の偏りが見られることがあるため、現在の各相談支援事業所が持つ業務内容や範囲を見直し、改めて市内全体の相談支援体制の整備について検討する。